

## 魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書

本協議会は、当初、魅力ある学校づくり協議会（志村小）として令和元年11月18日に発足し、志村小学校の施設整備手法と児童の教育環境の充実に関する事項等を協議してきました。

魅力ある学校づくり協議会（志村小）では、板橋区の中でも最も歴史のある学校の一つとして志村小学校を現在の場所で改築することができないか検討を重ねてきました。

しかし、現在の志村小学校の敷地は、多くを擁壁に囲われていて特に南側の高い擁壁については、早急な安全対策の必要性はないものの関係法令の基準に不適合であること、敷地と接する道路の幅員が狭いなどの課題のほかに、日影規制や仮設校舎を設置しながらの工事は動線が児童の登下校の動線と重複し、安全性が心配されるなどの敷地特性の課題も多くあり、施設更新の難易度が非常に高く工事期間が6年程度に及ぶなど、工事の長期化が懸念されることが分かりました。

そのような中でも、工事期間を短縮することは出来ないか、他の場所に仮設校舎を設置し改築することができないか検討してきましたが、単独で改築を行う際には様々な課題があり、工事手法の検討だけでは限界があることから、学びのエリアでの小中一貫教育推進の視点を協議会としても取り入れ検討を重ねてきた結果、令和2年3月12日の第4回協議会において、志村第四中学校との小中一貫型の学校整備という方向性で課題を整理しながら協議を進めていくことになりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出により、5月に予定していた志村第四中学校関係者を協議会委員に迎えた協議会の開催が、7月にずれ込むなど影響もありましたが、令和2年7月3日には魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が改めて発足し、通算で5回目となる協議会を開催しました。

第5回協議会で協議を振り返って認識を共有しつつ、令和2年7月27日には小中一貫型の学校整備の先行事例として杉並区立高円寺学園を視察するなど、協議会全体で現状と方向性に対する理解を深めながら、本協議会としての意見集約に向けて協議を重ねてまいりました。

令和2年度で116周年を迎える歴史ある志村小学校が、現在の場所とは違う場所に移転することや、親しまれてきた志村第四中学校の特徴的な校舎が建て替わることにより寂しさを覚える方々は少なくありません。しかし、志村小学校の工事長期化による児童への影響や、志村第四中学校も築後45年が経過し、今後10年程度で改築を検討する時期を迎えるため、古くなった校舎を新しくしたいなど、子どもたちのことを考え協議を重ねた結果、本協議会として以下の方向性をまとめました。

本協議会は、教育委員会へ、これまでの両校に対する保護者や地域の方々の支援や愛着などの思いを十分に斟酌し、子どもたちの教育環境を整えていくことを第一に考えていくことを要望し、意見書を提出します。

令和2年11月16日

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）

## 1 志村小学校と志村第四中学校の施設整備についての方向性

### (1) 志村小学校の整備手法

志村小学校と志村第四中学校とを小中一貫型の学校として整備する。

### (2) 小中一貫型の学校の開始時期

令和9年4月1日

### (3) 場所

板橋区志村3-15-1 現志村第四中学校

### (4) 改築までの大まかな流れ

- ① 志村第四中学校の校庭に仮設校舎を設置
- ② 志村第四中学校は仮設校舎へ移動
- ③ 志村第四中学校の現校舎を解体
- ④ 志村小学校・志村第四中学校はともに新校舎完成まで現在の校地内で運営
- ⑤ 新校舎完成後、施設一体型小中一貫型の学校として新校舎へ移転

### (5) 整備に向けて検討が必要な事項

『志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会（以下「検討会」と言う）』を設置し、具体的に検討する。

## 2 学校整備等において配慮すべき事項

### (1) 通学区域・通学路に関すること

通学区域変更の有無も含め十分に検討し、通学区域を変更する際には、通学距離や安全な通学路およびスクールゾーンの設定などについて配慮すること。

### (2) 学校名に関すること

志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。

### (3) 校歌・校章に関すること

- 志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。
- 新しく作成する場合は、学びのエリアの子どもたちを育てていくという想いを反映すること。

#### (4) 跡地活用に関すること

児童・生徒、地域のための活用や安心安全のための防災機能の強化、地域の活性化に資するよう配慮すること。

#### (5) 小中一貫型の学校となることで配慮してほしいこと

- 学びのエリアの他の小学校とも小中学校間および小学校間の連携を深め、安心して学校生活を送れるよう配慮すること。
- 1年生から9年生までの差に十分配慮するとともに、いじめに対する対応についても検討すること。
- 特別支援学級の設置および施設整備について十分配慮すること。
- 小中学生の施設利用の重複による不具合が生じないように配慮すること。

#### (6) 教育的効果を高める整備・現代的な課題に対応する整備を行うこと

- ICTを活用した学習や外国語などを効果的に学べる施設整備について検討すること。
- 一定基準面積の校庭確保に配慮すること。
- 感染症流行やデジタル技術の進化などによる社会環境の変容に伴う根本的な価値観の変化や課題に対応できる施設整備について検討すること。
- 職員室など教職員の働く環境についても十分配慮すること。

#### (7) 児童・生徒及び保護者への配慮に関すること

- 新しい環境へ変わる児童・生徒はもちろん保護者についても心のケアや対応に配慮すること。
- 丁寧な説明会の開催など、情報共有や意見交換の場を設定し、不安要素への対応を行うこと。
- 工事期間中はもちろん開校後も児童・生徒の安心安全に十分配慮すること。

#### (8) 学校の伝統や歴史の保存に関すること

記念コーナーやモニュメントの設置、記念誌の作成など、伝統や歴史の保存に配慮すること。

#### (9) 設計・工事等に関すること

- 工事期間中の安全面について十分確保すること。
- 新校舎建築中の志村第四中学校の学習環境、校庭確保などについて、配慮検討すること。

#### (10) その他

- それぞれ立場の違いを超えて、お互いを尊重し、子どもたちのために検討していくこと。
- 教育委員会事務局は、一つひとつの意見や課題に対して、しっかりと回答し責任を持って対応していくこと。

### 3 今後の検討会での協議について

- 上記「2 学校整備等において配慮すべき事項」およびそれに関連する事項などについて、具体的に検討すること。
- 検討にあたっては、協議会において出された意見に十分配慮し、スケジュールや内容について丁寧に説明しながら進めていくこと。
- 検討会での新たな意見についても柔軟に対応し、必要に応じて作業部会などを設置して、教職員や関係者とともに検討すること。
- 学びのエリアの教育内容や先進自治体の小中一貫型学校などについて、学ぶ機会を設定し検討を進めること。
- 施設設備の充実はもちろん教育理念や教育活動の充実についても検討すること。